

【E】エコ住宅への建替え(分譲)

No	分類	分類	質問	回答	更新日
1	要件	工事請負契約	エコ住宅を建築・分譲する事業者以外が除却工事の発注者になる場合も申請できますか？	対象になりません。	平成28年11月2日
2	要件	工事請負契約	複数の事業者が共同で、エコ住宅を建築・分譲する場合も申請できますか？	エコ住宅の建替えに該当しないため対象になりません。 分譲におけるエコ住宅の建替えとは、耐震性を有しない住宅を除却した者または除却する者が、エコ住宅を建築することをいいます。 (住宅の除却をしていない事業者が、一部を建築するエコ住宅は含まれません)	平成28年11月2日
3	要件	工事請負契約	変更契約の締結日が事業者登録日以降である場合、対象になりますか？	請負契約日は、初回の契約(原契約)の締結日です。 変更契約の時期によらず、原契約の締結日が事業者登録日以降である場合のみ対象になります。 (確認済証の発出日が事業者登録日以降である場合は補助対象となりえます)	平成28年11月2日
4	要件	確認済証	計画変更確認申請に基づく確認済証の発出日が事業者登録日以降である場合、対象になりますか？	確認済証の発出日は、当初の計画に基づく確認済証の発出日です。 計画変更による確認済証の発出日によらず、当初の確認済証の発出日が事業者登録日以降である場合のみ対象になります。 (当初の工事請負契約の締結日が事業者登録日以降である場合は補助対象となりえます)	平成28年11月2日
5	要件	除却住宅	複数の事業者が共同で耐震性を満たさない住宅を除却する場合も申請できますか？	エコ住宅の建替えに該当しないため対象になりません。 分譲におけるエコ住宅の建替えとは、耐震性を有しない住宅を除却した者または除却する者が、エコ住宅を建築することをいいます。 (住宅の一部を除却した事業者が、建築するエコ住宅は含まれません)	平成28年11月2日
6	要件	不動産売買契約	いつの不動産売買契約が対象になりますか？	事業登録日以降の契約締結が対象になります。	平成28年11月2日

【E】エコ住宅への建替え(分譲)

No	分類	分類	質問	回答	更新日
7	要件	併用可否	他の補助金との併用はできますか	<p>本補助金の対象としている補助金の目的・対象が同一であり、国費が充当されている補助金との併用はできません。 このため、省エネ性能を要件とする他の補助や、省エネ基準に関わる住宅設備の導入補助(エネファーム等)を受けている場合は、本補助金の申請はできません。 地方公共団体が地方費のみで行っている補助や、税制優遇、解体工事への補助との併用は可能です。</p> <p><併用可能な補助金等の例> すまい給付金、被災者生活再建支援制度</p> <p><併用できない補助金等の例> 地域型住宅グリーン化事業、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業(ZEH)</p>	平成28年11月18日
8	要件	除却住宅	所有権のない耐震性を有しない住宅を除却した場合も、除却住宅として取り扱うことができますか?	<p>除却住宅に該当しません。 分譲事業者がエコ住宅への建替えを行う場合、耐震性を有しない住宅を除却することが必要ですので、当該除却する住宅の所有権を有していることを前提としております。</p> <p>なお、必ずしも所有権の保存登記を求めるものではありませんが、他の事業者と重複登録された場合など、当該除却住宅の所有権を確認する場合がありますので、ご注意ください。</p>	平成28年11月18日
9	要件	除却住宅	除却住宅の建築時期が登記上確認できない場合、申請できますか? ・建物が古く、登記に新築日の記載がない	<p>登記等で、昭和58年3月31日以前に住宅が存在することを確認できる場合は、申請できます。</p> <p>昭和34年以前に建築された住宅の登記で新築日の記載がない場合であっても、以下①②のいずれかに該当する場合、交付申請を行うことができます。</p> <p>①提出する不動産登記(現在事項証明書 または 閉鎖事項証明書)において、所有権が昭和58年3月31日以前に保存されている</p> <p>②「家屋台帳」等により、昭和58年3月31日以前に建物の存在が確認できる(不動産登記と併せて、「家屋台帳」等を提出してください) (家屋台帳の有無については、所管する法務局にお問い合わせください)</p> <p>◆申請ポータルの「除却住宅の新築日」については、『昭和58年3月31日』と入力してください。</p>	平成28年12月7日

【E】エコ住宅への建替え(分譲)

No	分類	分類	質問	回答	更新日
10	要件	除却住宅	登記に除却住宅の建築時期が建築年しか記載されていない場合、申請できますか？ ・記載例:『昭和50年月日不詳新築』	建築年が昭和57年以前で日付が不詳である場合は、申請できます。 (建築年が昭和58年で日付が不詳である場合、質問No.9を参照してください) ◆(昭和57年以前の場合)申請ポータルの「除却住宅の新築日」は、登記に記載された建築年に加えて、『1月1日』など任意の日付を入力してください。	平成28年12月7日
11	添付書類	産業廃棄物管理票(マニフェスト) B2票	電子マニフェストを利用してB2票がない場合、何を提出すればよいですか？	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが提供する「電子マニフェストシステム(JWNET)」を利用している場合、以下の事項を確認できる『受渡確認票』、または『一覧表』を提出してください。 ・排出事業者 ・排出事業場 ・運搬終了日(収集運搬業者が廃棄物の運搬を終了した日) ・産業廃棄物の種類 ※詳しくは、JWNETの操作マニュアルをご確認ください。 操作マニュアル詳細版(平成27年10月改訂)P1-2-56 (http://www.jwnet.or.jp/jwnet/members/index.shtml)	平成28年12月20日
12	添付書類	建物の登記事項証明書	<除却住宅> 不動産番号の記載がない登記事項証明書を添付書類として提出できますか？	不動産番号が記載された登記事項証明書を提出してください。 なお、平成20年7月以降に法務局が発行する登記事項証明書には、不動産番号が記載されます。	平成29年1月20日
13	添付書類	建物の登記事項証明書	《よくある間違い》 登記完了証で交付申請できますか？	申請できません。 登記完了証では、現在事項のすべてを確認することはできません。 必ず、法務局が発行する登記事項証明書を提出してください。	平成29年1月31日
14	添付書類	建物の登記事項証明書	《よくある間違い》 登記事項証明書が複数枚発行されました。すべてのページを提出する必要がありますか？	登記事項証明書が複数枚にわたる場合、必ず、すべてのページを提出してください。	平成29年2月15日